

日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

NO. 37

2011年12月 22日 日本共産党埼玉県議団

県立小児医療センターの移転に反対討論

共産党以外の賛成で移転を前提とする議案可決

県議会最終日の22日、県立小児医療センター移転を前提とした土地鑑定評価費や、奥武蔵あじさい館、名栗元気プラザなど係わる議案が審議され、共産党以外の全会派の賛成でそれぞれ可決されました。党を代表して柳下礼子県がこれらに反対の討論を行いました。

以下柳下県議の反対討論要旨です。

周辺地域の小児医療体制に重大な空白が生まれる。

県立小児医療センター移転反対の理由第1は、県立小児医療センター周辺の小児医療体制に重大な空白が生まれるからです。周辺地域は中核となる医療施設が少なく、人口あたりの病院勤務医数も県平均を下回っております。現在は第3次救命救急センターもなく、同センターをのぞくと未熟児のための病床を有する周産期医療機関もありません。小児2次救急も輪番が確立しておらず、休日夜間の1次診療も確立していません。このように人的にも施設のにも医療資源に乏しい地域を、長年にわたって高度医療病院とはいえセンターが補ってきました。かけがえのない施設を数年で同地域から引き上げてしまうことは、あまりに拙速で危険です。

患者家族に多大な負担が！

第2は、同センターに通っている患者とその家族に多大な負担を負わせるからです。患者の多くはセンタ

ーの近隣に引っ越して定住してきています。今でさえ半年待ちの予約が、県南に移転したらさらに予約が集中しかねません。新都心に自動車で行く場合、渋滞で2時間かかる場合もあります。その間に酸素吸入や経管栄養の子どもが急変しないという保障はありません。昨日、お母さんたちが県に提出した「県立小児医療センターの存続を求める」1万5千筆の陳情署名は患者家族らの悲痛な思いを集約したものです。県はぜひこれを真摯に受けとめるべきです。

なぜ、わざわざ7分の1の土地に移転???

第3は、8-1A街区の環境が、小児医療機関としてふさわしくないからです。現在のセンター・特別支援学校の7分の1の土地に、センターと学校とさいたま市の施設を押し込めば当然高層化を余儀なくされます。広大な敷地を有する現在地からわざわざ移転して、防災上の不安のある高層階に病院をつくる必要があるのでしょうか。また岩槻特別支援学校には広い校舎、体育館、屋内プールがありますが、移転後同様の環境を保障することは困難です。

関係者の意見も聞かずに知事のトップダウンで決定

第4は、周辺自治体の住民への説明も不十分であり、患者の保護者、障害者団体、周辺の医療関係者にも十分説明もせず、その意見も聞いていないからです。

さいたま新都心への移転計画は、唐突に知事サイドから出されたもので、まず新都心の開発を最優先したものです。本来ならば、現在同センターを利用してい

る患者やその家族の意向や医療従事者の意見などを十分聞いたうえで計画に移すべき問題ですが、こうした手続きを踏まないままトップダウンで計画を強行することは手続き上も許されません。

総合周産期母子医療センターは新都心に日赤中心に整備

県は、関係者の存続を願う悲痛な声に耳を傾け、県立小児医療センターは現在地を原則として建て直すべきです。また、新都心における総合周産期母子医療センターは、さいたま赤十字病院などを中心に整備できるように、医師の確保や施設の整備の面で県が全面的に支援すべきです。そして、このたびの問題の根本は、本県の深刻な医師確保難による病院不足に起因しています。このことを反省して県は医師確保に本腰を入れて、県立大学に医学部を設置するなどの対策に乗り出すべきです。

あじさい館の民間譲渡は許さない。

続いて、第134号議案の埼玉県奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定についてですが、昨年度指定管理期間を1年とする議案を可決したばかりですが、本議案はそれをまた1年延長するというものです。そもそも高齢者や母子家庭、障害者の福祉を目的とした施設を民間へ譲渡するべきではありません。また1年ずつの延長という措置は、概ね3年から5年を指定期間とする指定管理制度の趣旨にも逸脱し、事業者の意欲を減退させ、労働者の雇用不安をまねくものです。以上の理由から反対するものです。

名栗元気プラザに指定管理はなじまない

第136号議案は埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者を指定するものでありますが、我が党は、教育的配慮と事業の継続性が必要とされる教育施設には指定管理者制度はなじまないと考えており反対するものです。